
第2次安来市行政改革大綱

平成22年度～26年度



平成23年2月
安来市

目次

第1 策定の背景

- 1 第1次行政改革大綱の取組と成果・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会経済状況の変化・・・・・・・・・・ 2
- 3 中長期財政見通し・・・・・・・・・・ 3

第2 改革の視点

- 1 持続可能な財政基盤の確立・・・・・・・・・・ 4
- 2 簡素で効率的な組織体制の構築・・・・・・・・・・ 4
- 3 市民との協働の推進・・・・・・・・・・ 4

第3 重点事項

- 1 事務事業の見直しについて・・・・・・・・・・ 5
- 2 組織・機構について・・・・・・・・・・ 6
- 3 行政運営について・・・・・・・・・・ 7
- 4 財政の健全化について・・・・・・・・・・ 8
- 5 市民との協働について・・・・・・・・・・ 9

第4 推進期間と進行管理

- 1 推進期間・・・・・・・・・・ 10
- 2 進行管理・・・・・・・・・・ 10

第1 策定の背景

1 第1次行政改革大綱の取組と成果

(1) 第1次行政改革大綱の取組状況

平成17年度から平成21年度までを計画期間とする第1次行政改革大綱及び実施計画では、5つの重点事項（①「事務事業の見直し」 ②「組織・機構」 ③「行政運営」 ④「財政の健全化」 ⑤「市民との協働」）の視点から、60項目の改革に取り組みました。

5年間の計画期間内に、全体の90%に当たる54件について改革を実施しており、全体の75%に当たる45件については一定の成果を得ています。

■ 第1次行政改革大綱実施計画の達成状況

達成状況	項目件数	割合
一定の成果を得た項目 (実施済・達成済)	45	75%
現在、継続して取組中である項目 (実施はしているが終期設定がないもの)	9	15%
取組内容が達成できなかった項目 (未実施・未達成)	6	10%
合計	60	100%

(2) 第1次行政改革大綱実施計画における財政効果

平成17年度から平成21年度までの5年間の累計で11億2,808万円の財政的な効果を生み出しました。主な項目は以下のとおりです。

■ 第1次行政改革大綱実施計画による主な財政効果

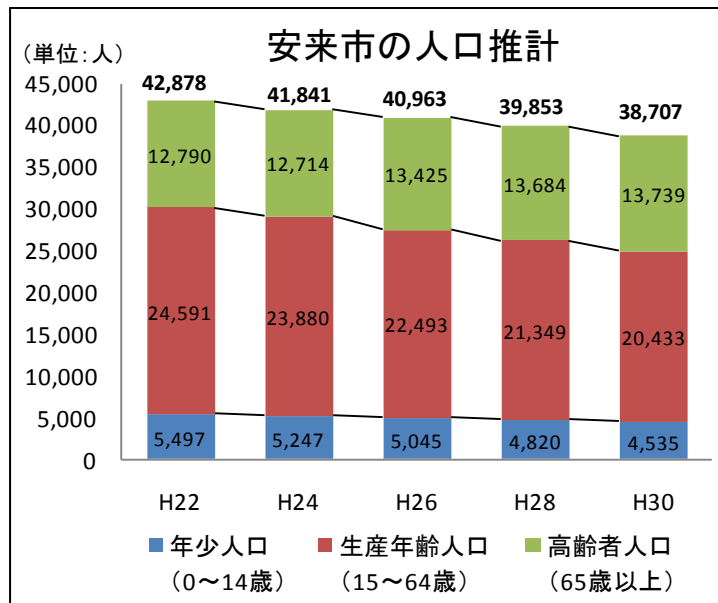
主な項目	累積効果額
定員適正化の推進	6億2,426万円
普通財産の処分・貸付促進	2億1,074万円
受益者負担の適正化	1億3,146万円
民間委託等の推進	8,450万円
職員の時間外手当の抑制	3,901万円

2 社会経済状況の変化

安来市を取り巻く社会経済状況は、長期的には生産年齢人口の減少に伴う税収減や少子高齢化の進展、合併後の地方交付税の特例措置が平成27年度から段階的に縮小されることなど、財政状況が現在より厳しくなることが見込まれます。

(1) 人口構造の変化（人口減少と少子高齢化）

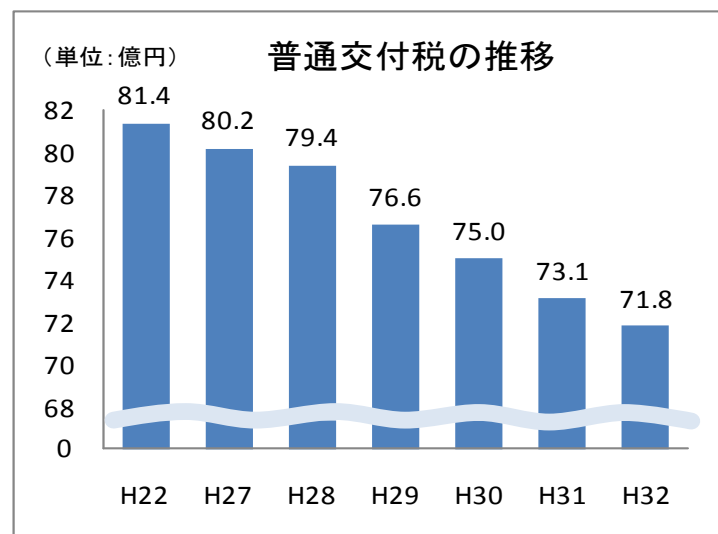
安来市では人口減少と少子高齢化が進んでいます。平成22年で人口42,878人、高齢者人口（65歳以上）の割合が29.8%、年少人口（15歳未満）の割合が12.8%だったものが、過去の人口推移を基に試算すると平成30年度には人口38,707人と大幅に減少し、高齢者人口の割合は35.5%と増加する一方、年少人口の割合は11.7%に減少して



いくことが見込まれます。人口減少と少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少と、高齢者人口の増加による福祉・医療・介護関係経費の増大などが懸念されます。

(2) 普通交付税特例措置が段階的に廃止

普通交付税は、合併による普通交付税の算定の特例による優遇措置が続いています。しかし、合併後10年が経過する平成27年度からは、優遇措置が段階的に縮小され、平成32年度には完全に廃止となります。普通交付税は、人口減少の影響分も考慮すると、平成22年度と比較して10億円程度の減収が見込まれます。



普通交付税は、用途を自由に決めることができる一般財源であり、通常は経常経費に充てられます。地方自治体が実施する普通建設事業などは、税や普通交付税などの

一般財源に国県の補助金や地方債などの使途が特定される財源を組み合わせて行っており、一般財源の減少はその減少額以上の大きな影響を与えます。

(3) 地域主権の時代への対応

平成22年6月には「地域主権改革大綱」が閣議決定され、基礎的自治体への権限移譲や補助金の一括交付金化など、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする考え方が示されました。また、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革とその工程表も明らかにされています。これらのことを受け、安来市も市民や地域のニーズに対し、自己責任で判断し、政策を実行していく自立した自治体に変革していく必要があります。

3 中長期財政見通し

平成22年12月に見直した中長期財政見通しは、あくまでも現行制度及び現在の経済状況を前提としたものとして作成したものです。平成27年度より経常的に収支のバランスが取れなくなり、財政調整基金への積み立て、取り崩しを行っても平成32年度以降は基金も枯渇する推計となりました。今後、国の経済、財政状況によっては中長期財政見通しも大きく変動する可能性はありますが、このまま何も改革を行わず市政運営を継続すると、市民サービスに何らかの影響を及ぼすことが想定されます。

将来にわたって市を取り巻く様々な行政課題に的確に対応していくことのできる、持続可能な財政基盤確立のため、引き続き改善に向けた計画を立てる必要があります。

第2 改革の視点

第2次行政改革大綱を推進するにあたって、「持続可能な財政基盤の確立」「簡素で効率的な組織体制の構築」「市民との協働の推進」の3つの視点を踏まえて取り組んでいきます。

1 持続可能な財政基盤の確立

合併後10年が経過する平成27年度から段階的に縮小される普通交付税の減少に対応していくため、歳入に応じた予算規模への移行と歳出構造の転換を推進するとともに、真に必要な市民サービスの確保を図りつつ、財政基盤の確立を目指します。

2 簡素で効率的な組織体制の構築

成果重視と市民重視の観点から、限られた人材や財源を有効に活用しながら、市民ニーズに合致した組織体制の強化を図るとともに、意志決定や対応の迅速化の観点から、簡素で効率的な組織体制の構築を目指します。また、最小の経費でより良いサービスを提供するために、「選択と集中」を基本としながら、常に改善意識、サービス精神及びコスト意識を持って、効率的かつ効果的な行政運営を目指します。

3 市民との協働の推進

まちづくりの主役である市民との情報交換を積極的に行い、まちづくりの目標や課題を市民等と共有し、ともに解決に向け協力して取り組むとともに、コミュニティ活動の支援、市民等と市の役割分担の見直しと連携の強化、民間活力の活用などを一層推進し、地域力の継続的な強化を図ります。

第3 重点事項

1 事務事業の見直しについて

(1) 行政評価の推進

平成19年度から実施している行政評価を活用し、事務事業の見直しを行います。事務事業の再編・整理にあたっては、事業の必要性を検証し、事業の実施方法、実施体制についても大胆に見直すなど真に必要な事業を工夫しながら進めます。

(2) 補助金の適正化

補助金等については、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、引き続き補助金等適正化評価委員会で定期的（3年ごと）な見直しを行い、整理合理化を推進します。補助金等の新設にあたっては、外部からの意見を取り入れる等、目的を精査するとともに、公共性、有効性、実施事業の費用対効果、経費負担のあり方等について十分検証し、終期の明確化を図ります。

(3) 地域情報ネットワークの活用

ブロードバンド・インフラ整備事業により、CATV等の高速で安定した高度な通信網を構築することで、情報格差を是正するだけでなく、様々なサービスを提供し、住民サービスの向上を図ります。

(4) 行政の事業領域の見直し

市が実施している事務事業について、「民間にできることは民間へ」の視点に基づき、行政が担うべきサービスであるかどうかを点検することで、行政サービスの提供主体の見直しを行い、指定管理者制度の活用や業務の民営化も含めて行政の事業領域の見直しを進めます。

(5) 窓口サービスの充実

市民にとって便利でわかりやすく、快適な窓口サービスの実現を目指し、職員個々の接遇マナーのスキルアップや案内機能の充実などをはじめ、市民サービスの向上の観点から、可能な限り簡素化や迅速化に努め窓口サービスの向上を図ります。

2 組織・機構について

(1) 組織機構の見直し

地方分権に伴う権限移譲、少子高齢化社会に対応するため、効率的かつ効果的に事務事業を行い、柔軟に対応できる組織改革を図ります。

また、解決すべき行政課題、組織目標を共有しながら、プロジェクトチーム、ワーキンググループ等により、協力し業務遂行する体制づくりを図ります。

(2) 職員の資質向上

分権型社会の担い手にふさわしく、質の高いサービスの提供や独自のまちづくりなど、従来にも増して高度な能力と資質が要求されています。「安来市人材育成基本方針」に基づき、多様な研修機会の確保に努め、職員の政策形成能力、コミュニケーション能力等の向上を図ります。

また、仕事を通じて能力を向上させていくことが、職員一人ひとりの自己の満足感・達成感に繋がっていきます。職員の自己研鑽・能力開発を支援するための自己研修や必要資格の取得、さらには、自主的な研究グループの育成など「自ら学び、考え、行動する」研究心と職務意欲の高揚を図ります。

(3) 人事評価制度の充実

人事評価制度の充実を図り、意欲と能力が最大限発揮できるような仕組みを構築し、適材適所の人事配置に努めるとともに、活力ある職場環境づくりに取り組みます。また、若手職員を対象としたジョブ・ローテーションや人事意向調査を取り入れた人事異動などについても引き続き取り組みます。

(4) 職員の意識改革の徹底

職員一人ひとりが問題意識を持ち、住民サービスの原点に立ち、業務のスピード・コスト・成果を重視し、事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むよう職員提案制度の充実を図り、職員の意識改革に取り組みます。

(5) 定員管理の適正化

平成17年度に策定した定員適正化計画では、平成27年度までに100人の削減を目標とし、その取り組みは順調に進んでいます。同計画達成後は、類似団体における職員数など、新たな視点で定員の適正化に努めます。

(6) 給与等の適正化

職員の給与については、国、県、他市や民間の状況等も考慮しながら、引き続き適正な給与体系に努めます。

また、時間外勤務手当については、個々の職員が計画的な事務の執行に努めるとともに、ノー残業デーの徹底、部署間の応援体制の柔軟化、代休・週休日振替の徹底により、抑制を図ります。

(7) 職員の給与等の状況の公表

職員の給与や定員管理の状況について、透明性を高め、市民の納得と理解がより一層得られるよう引き続き積極的に公表します。

3 行政運営について

(1) 民間委託・民営化の推進

市民サービスの向上や経費削減が可能な事務事業については、市としての責任やサービス水準、個人情報保護等を確保した上で、包括的業務委託や公の施設の指定管理者制度の導入、PFI手法による整備など積極的な民間委託や民営化を推進します。

(2) 公共施設マネジメントの推進

安来市には、類似した公共施設が多数存在し、維持管理はもとより、施設の老朽化や耐震性の確保など様々な課題を抱えています。こうした課題を解消するため、市民の視点やコスト意識等も踏まえ、市の人口、面積や財政規模に適した将来的な施設のあり方など、類似した施設の統廃合や存続について検討を行います。

(3) 外郭団体に対する関与

外郭団体は、民間にはできない公益的な分野・役割を担うものであり、公共サービスのニーズに柔軟に対応できる体制が求められています。設立目的、業務内容、運営状況、民間の競合業者等についての点検を基にあり方を検討し、行政関与の必要性や事業内容の精査を進めるとともに、それぞれの団体と連携、協議しながら、今後の方向性を検討します。

(4) 広域的な行政の推進

今後とも、よりよい市民サービスを確保するとともに、市民にとっての利便性の向上を実現するために、定住自立圏構想などを踏まえながら、周辺自治体との連携を深め、行政運営、施設利用、交流、インフラ整備などにおいて、積極的に広域での連絡調整を図ります。また、円滑な広域行政の展開のため、引き続き他団体との人事交流を推進します。

4 財政の健全化について

(1) 中長期的な展望による財政運営

安来市は、地方交付税や国・県支出金、地方債などに依存する財政構造であることを前提としながらも、持続可能な財政運営を目指す必要があります。中長期財政見通しを毎年度、柔軟に見直すことにより将来展望を示し健全財政の運営を促進します。

(2) 経費の節減

最小の経費で最大の効果を挙げるため、引き続き経常経費の抑制を進めます。また、職員一人ひとりが経費節減の意識を高め、日常業務の中で自らの問題として事務経費の節減に努めます。

(3) 公債費等の管理

公債費が将来の財政運営に大きな負担とならないよう、市債の適正管理を行い負担の適正化に努めます。市債発行を極力抑制していくとともに、市債残高の縮減に努めます。

(4) 基金の取り扱い

基金については、市の将来的な財政運営に活用するため、その残高を確保するとともに適正な運用に努めます。

(5) 徴収率の向上と受益者負担の適正化

市財政の根幹をなす市税については、徴収率の向上を目指し、債権や不動産の差押え、インターネット公売の拡充など滞納整理の強化に努めます。使用料、手数料及び分担金についても受益と負担の公平性確保の観点から適正化に努めます。

(6) 自主財源の確保

安定した自主財源を確保するため、引き続き企業誘致や産業の振興等により市税の増収を図るほか、ホームページや市有施設への広告の掲載や、市有施設や市有地などの貸付や売却、ふるさと寄附の推進等により税や公共料金以外の収入の確保についても取り組みます。

(7) 公共施設の整理・合理化

公共施設の管理運営については、よりよい管理運営体制の確立に努めるとともに、民間活力が導入できる施設については譲渡も視野に入れて検討します。

(8) 公会計制度改革の推進と財政情報の公開

国の公会計制度改革の方針を踏まえ、財政の効率化と健全化を図るため、財務4表の作成と財政運営への活用を図るとともに、市民への情報提供を行い、行政改革の実施過程とその結果を分かりやすく市民に説明し、施策の推進に向けた市民と行政の意識の共有を図ります。

(9) 特別会計等繰出金の適正化

各特別会計において使用料等の収納率の向上等による歳入の確保を図るとともに、事務事業の見直し等による経費の削減を行うことにより、一般会計からの繰出金について適正化を図ります。

5 市民との協働について

(1) 住民参加型の行政運営の推進

地方分権の進展、市民のまちづくりへの参加意識の高まり等に的確に対応するためには、市民と行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要です。住民参加型の行政運営を一層推進するため、住民投票を含め自治基本条例制定に向け具体的に検討していきます。

また、市の審議会、委員会等における委員公募や各種計画策定の意見公募（パブリック・コメント）を推進し、市民が市政に主体的に参画できる仕組みをつくっていきます。その際、審議会、委員会等の委員の選任については、女性登用率の向上を図っていきます。

(2) 市民活力、地域活力の醸成

市民主体のまちづくりの基盤である自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動などに対し支援を行い、協力しあいながら地域の課題に取り組むなど、協働により市民が主役のまちづくりを進めます。

(3) 情報公開の推進

公平・公正で透明性の高い行政運営を推進するため、情報を公開するとともに、広報・広聴活動の充実を図り、行政運営の説明責任を果たします。

第4 推進期間と進行管理

1 推進期間

この大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化に伴い、今後、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、推進期間内においても必要に応じて大綱の見直しを行います。

2 進行管理

大綱は、安来市の行政改革の基本的な方向性を示すものであり、これを着実に実行するために、実施計画を策定します。実施計画等の進行管理は、行政改革推進本部を中心に行い、職員一丸となって行政改革を遂行し、自立型の行財政基盤を確立し、安定的に財政運営ができる行政システムの構築を図ります。

実施計画等の進捗状況は、安来市行政改革審議会に報告するとともに、市民にホームページ等を通じて積極的に公表します。





安来市総務部財政課

〒692-8686 島根県安来市安来町 878-2

TEL : 0854-23-3023

FAX : 0854-23-3152

<http://www.city.yasugi.shimane.jp/>